

## インフルエンザにかかった場合の対応について

児童がインフルエンザにかかった場合の対応については10月5日（1日付）にお知らせしたとおり、保護者の方が作成する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更になりました。

### インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書（様式1）」を持って登校し、学校に提出

\*医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、  
治癒証明書が必要となりますので、その旨を医師にご相談ください。

### 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱				登校可能			
例2	発症から3日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3	発症から5日目に解熱した場合	発熱				解熱				

※「発症した後5日」、「解熱した後2日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。

登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。